

不安定雇用・労働条件格差拡大と労働組合の役割

國學院大學
経済学部教授

小越 洋之助

稿では、不安定雇用増大の現状の量的実態とその質的意味について述べ、労働条件格差の拡大を貨金非正規雇用・不安定雇用が増大している。そして正規労働者との格差に焦点を当てて指摘する。最後にそこでの労働組合の役割について、思うところをふれたい。

五年就業形態の多様化に関する総合実態調査（〇四年七月二一日、平成一九年）によれば、正社員六五・四%、非正社員三四・六%となっている。年平均で、非正規雇用は一五〇四万人、雇用労働者（五四三万九千人）の二三・九%を記録した。役

員、フリーターなどであるが、いずれも一九九〇年代以降激増している。その共通の特徴は雇用の不安定、低賃金、社会保険非適用であり、無権利な労働者が中心である。しかもそのなかには明日を担う若い労働者が増大している。『労働力調査』でのパート・アルバイト数をみると、〇三年で一〇八九万人、うちパートは七四八万人、アルバイトは三四二万人である。

総務省『労働力調査』二〇〇三年度によれば、正規雇用三四四四万人、非正規雇用一五〇四万人で、その比は六九・六%対三〇・四%であ

I 不安定雇用の増大の現状

員を除く雇用者（四九四八万人）でみれば、正規雇用三四四四万人、非正規労働者といふことになる。非正規雇用の存在形態はパート、アルバイト、派遣、請負、契約社

二三・〇%と中心的位置を占めている。

派遣や請負労働者も増大している。厚生労働省『平成一四年度労働者派遣事業報告』(〇四年二月一三日発表)では、派遣労働者数は〇二年度で延べ二一二・九万人、〇二年対比二一・八%増、一九九九年度が一〇六・八万人であるから、わずか四年間で二倍に達したことになる。その大半は登録型派遣で、〇二年で一七九万人である。

派遣労働者のなかでも、より不安定な雇用の「登録型」が激増している。

定による製造業への解禁(当面一年)により、脱法的な「偽装請負」業者との取引を継続する製造業者と、合法的な派遣業者に切り替える製造業者への二極化が予想される。

フリーランスも増大している。厚生労働省『労働経済白書』(〇四年版)では、〇三年で二一七万人であるが、この定義では、フリーターとは通常一五歳～三四歳で学

生、主婦を除き、パート、アルバイトで就業しているか、無職のものである。『国民生活白書』(〇三年版)では、二〇〇一年で実に四一七万人である(『国民生活白書』〇三四年版)。

希望しながら失業しているもの、非労働力人口中の無職のものを加えれば、二〇〇一年で実に四一七万人である(『国民生活白書』〇三四年版)。

生労働省が〇三年一月に受理した、秋田から福岡までの全国一〇都府県ハローワーク経由の求人(の三三・九%)が業務請負企業、派遣企業からの求人である(〇四年一月一四日、厚生労働省発表)。

厚生労働省『平成一五年就業形態の多様化に関する総合実態調査』では、人件費抑制のための非正規労働者の進展がさらに明らかになつた。データではそくなつているのに、政策的には雇用形態の多様化として、あたかも「労働者のニーズに応じた」「働き方の多様化」であるかのごとく宣伝している。ここには大きな矛盾がある。

請負労働者の実数の公式統計は不明であるが、増加していることは疑いない(一〇〇万人ともいわれている)。製造業の六七%が請負・業務委託を活用している(『日本経済新聞』〇四年五月二〇日)。従来、製造業への派遣は派遣違反であり、この間隙をぬつて、請負を装った派遣(偽装派遣)が蔓延していたが、派遣法改

II 「働き方の多様化」＝雇用の不安定化・雇用の劣化

生、主婦を除き、パート、アルバイトで就業しているか、無職のものである。『国民生活白書』(〇三四年版)。

生労働省が〇三年一月に受理した、秋田から福岡までの全国一〇都府県ハローワーク経由の求人(の三三・九%)が業務請負企業、派遣企業からの求人である(〇四年一月一四日、厚生労働省発表)。

厚生労働省が〇三年一月に受理した、秋田から福岡までの全国一〇都府県ハローワーク経由の求人(の三三・九%)が業務請負企業、派遣企業からの求人である(〇四年一月一四日、厚生労働省発表)。

まことに、派遣労働者も増大している。この偽装請負は〇三年の派遣法の改定で、製造業への解禁で不法ではなくたものの、著名な製造業大企業では現場作業に請負労働者を使用しており、その使い捨て労働力化は過労死さえも引き起こしてしまってや汎濫する「求人情報誌」の類には正社員求人などはほとんどない。その就労実態は「多様化」などの美辞麗句とはおよそかけ離れた雇用の不安定化・雇用の劣化の状態にある。

派遣労働者が中途で解雇されるのでパート、アルバイトでの就労希望者と定義されている。『国民生活白書』のように、正社員を希望しながら失業しているもの、非労働力人口中の無職のものを加えさせてセリにかけるとか、雇用契約のない派遣先企業が事前面接するなど、短期間の雇用契約の反復更新が増加している(『日本経済新聞』〇四年一〇月一八日)。

また、製造業での請負名義での派遣労働者も増大している。この偽装請負は〇三年の派遣法の改定で、製造業への解禁で不法ではなくたものの、著名な製造業大企業では現場作業に請負労働者を使用しており、その使い捨て労働力化は過労死さえも引き起こしてしまってや汎濫する「求人情報誌」の類には正社員求人などはほとんどない。その就労実態は「多様化」などの美辞麗句とはおよそかけ離れた雇用の不安定化・雇用の劣化の状態にある。

「請負」との区分が曖昧である。「偽装雇用」は解雇予告手当、労働・社会保険未加入、時間外手当不払い、有給休暇など、本来は賃労働者であるのに雇用契約ではなく、「業務委託契約」にして労働法の適用除外とさせる手法である。

派遣労働分野では、「紹介予定派遣」も公認化された。龍谷大学法学部教授の脇田滋氏はそのホームページで派遣労働者の悩みの相談に応じているが、脇田氏によれば、派遣労働者は悪質な派遣会社、違法な労働者派遣の広がりのなか過程への介入、事実上の解雇としての「労働者派遣契約の中途解約」の横行、労働者派遣契約や就業条件明示書を無視した就労の指示、長時間労働、派遣先職場すなわち派遣労働者の就労の場での職場環境保持責任、労働安全衛生管理責任と労働者災害補償保険加入の分離など)、低い労働条件、同

一労働差別待遇、派遣労働者化と「女性雇用差別」の復活、派遣労働者の団結からの疎外など、その存在は「労働法のない世界」であるとして、その実態を告発し、派遣労働は廃止すべきと主張している (<http://www.asahi-net.or.jp/rbls-wkt/>)。

派遣労働者と同様、パートタイム労働者もその大半は有期雇用契約であり、短期契約の反復更新や「雇い止め」など雇用が不安定な立場におかれている。常用労働者として戦力化されながら、雇用契約だけはきわめて短期の契約を反復更新するという「細切れ契約」にされている。さきの『平成一五年就業形態の多様化に関する総合実態調査』では、「適用される制度」として「雇用保険」(五三・二%)、「健康保険」(三六・〇%)、

約は三ヶ月ごとで、そのつど更新される。

「パート・アルバイト」などでは就労するフリーター層は、すでに社会階層として定着している。フリーターには「夢追い型」「モラトリアム型」「やむをえず型」などの類型が可能であり、その存在

谷区の某病院の清掃パートの勤務時間は早朝七時から一二時の五時間だけ休憩時間がある)、毎日月曜日から土曜日勤務、賞与は三〇分だけ(年二回税込み三〇〇〇円であり、社会保険は一切つかない。雇用契約は三ヶ月ごとで、そのつど更新される。

筆者の身近な例をいえば、世田谷区の某病院の清掃パートの勤務時間は九時から一〇時のなかで三〇分だけ休憩時間がある)、毎日月曜日から土曜日勤務、賞与は三〇分だけ休憩時間がある)、毎年二回税込み三〇〇〇円であり、社会保険は一切つかない。雇用契約は三ヶ月ごとで、そのつど更新される。

企業の新規学卒正社員採用の抑制、即戦力重視、正社員の非正規雇用への転換政策と密接不可分な関係にある。若者の雇用不安、将来不安は社会の不安定化を象徴する。それは労働における民主主義の危機を反映している。

III 労働条件格差の拡大

今日の情勢では若者は、かつてもてはやされた「パラサイト・シングルの時代」などの甘い実態ではなく、「社会的弱者に転落する」社会的存在であることを明確に認識することが必要であり、社会学者もそのような観点から社会的に責任のある発言をすべきであろう。

パートの一日常たり所定内実労働時間は、〇三年で五・五時間、労働日数は一九・一日、所定内賃金の平均は八九三円であった。まるで、平均勤続年数は同年で五・二年である。一九八〇年で三・三年であったが、九七年以降五年を超えるようになつた(数字はいずれ

も『賃金構造基本統計調査』による。勤続年数は、この二〇年間に二年伸びた。

日本企業においてパートタイム労働者と正社員との処遇の格差は著しく大きい。女性パートタイム労働者と女性一般労働者との対比でもみてもかなり大きい。(○三年平成一五年)で、所定内給与比較では一般労働者時給一三五九円、パート八九三円、その格差は一般労働者一〇〇としてパートは六五七もある(厚生労働省『平成一五年版女性労働白書』原資料は『賃金構造基本統計調査』)。賞与を含む年間賃金額を実労働期間で割った数値では、○二二年で一般女性労働者一七四八円、パート九三〇円、その格差は五三・一である(厚生労働省『平成一六年版労働経済白書』)。男性労働者との比較(○二二年二六七一円)となれば、実際に三四・八と巨大な格差となる。このような大きな賃金格差、パートの低賃金は、はたして「拘束

性」という理由で説明できるのであろうか。とくにパートの戦力化に二年伸びた。

日本企業においてパートタイム労働者と正社員との処遇の格差は著しく大きい。女性パートタイム労働者と正社員との基幹化が進む状況のもと、作業側の「能力」問題が顕在化するなかで、正社員と基幹パートの均等待遇の条件は客観的に成熟している、という解釈が可能である。しかも、パートの短期の雇用契約の反復更新は事実上期間の定めのない契約であるから、正社員としての扱いをしなければ、均等待遇の前提条件が構築できないし、ましてやパートと正社員の相互転換や「短時間正社員」の普及などもできない。

さきの清掃パートの事例でいえば、賃金は早朝勤務ということでは、時給は一〇五〇円と比較的高かつてや、最近になつてより安価で請け負う業者が登場したことを理由に、病院側は経費削減のため請負単価を切り下げる。その結果、時給は平均八五〇円(三段階、勤続一年数で二〇～三〇円差をつける)

性」という理由で説明できるのであろうか。とくにパートの戦力化に二年伸びた。

日本企業においてパートタイム労働者と正社員との処遇の格差は著しく大きい。女性パートタイム労働者と正社員との基幹化が進む状況のもと、作業側の「能力」問題が顕在化するなかで、正社員と基幹パートの均等待遇の条件は客観的に成熟している、という解釈が可能である。しかも、パートの短期の雇用契約の反復更新は事実上期間の定めのない契約であるから、正社員としての扱いをしなければ、均等待遇の前提条件が構築できないし、ましてやパートと正社員の相互転換や「短時間正社員」の普及などもできない。

さきの清掃パートの事例でいえば、賃金は早朝勤務ということでは、時給は一〇五〇円と比較的高かつてや、最近になつてより安価で請け負う業者が登場したことを理由に、病院側は経費削減のため請負単価を切り下げる。その結果、時給は平均八五〇円(三段階、勤続一年数で二〇～三〇円差をつける)

に引き下げられた。清掃のパートにはそれなりの熟練と労働強度が必要である。時給を下げながら同じ仕事を遂行を期待するの本音であろう。このように日本のパートには過当競争での賃下げさえある。労働の現実は均等待遇にはほど遠い。

派遣労働者の年収の低落も指摘されている。NPO法人「特定非営利活動法人派遣労働ネットワーク」の調査結果では、一九九四年の時給は一七〇四円であったが、〇四年は一四三〇円、年収は二六六万円から二一六万円に落ちた。派遣元間の競合、派遣先企業による事前面接で、仕事が継続しないことが時給と年収のギャップの理由由とされている(前出『日本経済新聞』)。また、別の調査では派遣労働者が正社員と同じ仕事で「責任の程度も同じ」がかなりあるの

な努力義務とされ、配転・転勤のできないパートは、意欲、能力、経験、成果に応じて通常の労働者との「均衡をはかるよう努める」とされている。配転・転勤な

どの「拘束性」基準で均衡待遇になぜ代替されるのであろうか。行政の対応は、日本の企業社会の実態の追認でしかないのではないか。

IV 差別を改革する労働組合の課題——むすびにかえて

一 均等待遇の実現のために

派遣やパートの雇用の不安定、差別待遇の蔓延のなかで、この労働者層を組織している労働組合は、その相談や権利の確保、非正規労働者同士の交流の運動に積極的である。首都圏青年ユニオン、全国コムニティ連合会（全国ユニオング）など、新たな運動の潮流が発生になっている。さらに、地域労組の活動も非正規雇用の視点を重視しているところが多い。それに対比して、既存の企業別（内）労働組合がこれらの未組織労働者へ

の視点が見えないように思われるのは筆者だけであろうか。

そのような状況を逆説的に反映してか、最近、均等待遇のためには正社員の賃金原資をパートタイムなど非正規雇用に配分せよ、となるラジカルな主張も登場している。この主張は、大企業・多国籍企業が巨大な利潤をすべての労働者階級から搾取しており、相対的に高賃金層もその犠牲になっていることを看過していること、派遣以降のリストラ、賃金抑制で、平均賃金は大きく低下している。そうではあるが、既存の労働組合が正社員の権利だけを主張する時代はすでに去りつつのではなかろうか。派遣、パートなどへの視点、とくに均等待遇の視点が重要くなっている。たとえば、パートヘートに対する反復更新は事実上期間の定めのない契約であるから、均等待遇の前提条件が構築できなければ、パートと正社員の相互転換いし、パートと正社員としての扱いをしなければ、賃金の問題では派遣やパートへの均等待遇問題の具体化、すなわち同一労働同一賃金として、正社員との格差を具体的に縮小・解消する方式について、いくつかのクリヤすべき論点が残されている。たとえば、パートと正社員との賃

業が巨大な利益を上げているとき、ツフへの「直接雇用申し込み」制度がある。契約上は二六業務でも、賃金引き上げを獲得すべきであり、度がある。庶務的な仕事や雑用が労働時間全のなかで、企業利潤と比較した相対賃金は低下するし、そのことがひいては平均賃金水準や年金水準にも影響することになる（バブル破綻以降のリストラ、賃金抑制で、平均賃金は大きく低下している）。派遣労働者の権利の確保のために奮闘している（『東京新聞』〇四年一月四日）。このような条件を整備し、雇用の不安定化、雇用の劣化を改善させるのも、本来は正社員組合の役割であろう。

賃金の問題では派遣やパートヘートに対する反復更新は事実上期間の定めのない契約であるから、均等待遇の前提条件が構築できなければ、パートと正社員の相互転換いし、パートと正社員としての扱いをしなければ、賃金の問題では派遣やパートへの均等待遇問題の具体化、すなわち同一労働同一賃金として、正社員との格差を具体的に縮小・解消する方式について、いくつかのクリヤるべき論点が残されている。たとえば、パートと正社員との賃金格差を均等にすることへの拒否反応は、なによりも経営側の頑迷な姿勢である。これをうけて厚生

労働行政が努力義務程度の強制力のとぼしい指針を堅持づけていっていることがある。このガードは固い。この状況を変えるには運動しかない。それでは、運動の側から見すごしている論点はないか。

たとえば、賃金の均等待遇のためには正社員一パート間の賃率比較が必要不可欠である。その場合は「賃金構造基本統計調査」などのマクロデータでの比較ではなく、企業内における労働時間と対比した賃金比較が必要となる。パート労働者ではごく常識的なこの賃率認識がはたして正社員にはあるのか、ということがある。この点では、職務を基準とした同一処遇として、賃金だけでなく福利厚生、教育訓練、職業能力開発などを正規社員との共闘で追求してきた生協労連などの事例が大きいに参考になる。しかし、この例でもパートと比較の対象となる正規労働者との初任格づけのときの待遇が不明

確であることが指摘されている。⁽¹⁾ 正社員の側では月例賃金における複雑な賃金体系、サービス残業の恒常化のなかで、自分の労働時間対比の賃金はいくらか、ということが明確にされているのであるうか。その一方で、成果主義賃金化・裁量労働制の拡大などにより賃率概念がますます希薄にさせられる流れがある。均等待遇問題を労使関係問題の俎上に乗せる以前に、その問題を労働者階層間に内在化させ明確にさせるには、賃率概念の認識におけるパートと正社員との共同が避けて通れないのではないか。

均等待遇の実現には正社員とパートの相互理解、そのための共同作業、あるいは共同行動が不可欠であるが、この点の具体的問題提起が運動の側でも一部を除き、広まっているようには思えない。そのことは、パートと正社員の人事制度を別扱いしている現在の仕組みにある。人事制度・賃金決

定の共通化、あるいは一本化がなければ均等待遇はタテマエにとどまる。この状況に先手を打つて、パートにも成果主義を導入する企業も登場している。この問題にどう取り組むかも均等待遇問題のカギであろう。

二 均等待遇と全国一律最賃 制確立運動の結合

定の共通化、あるいは一本化がなれば均等待遇はタテマエにとどまる。この状況に先手を打つて、パート全体の七割以上を占めている。そこで時給水準をいかに引き上げるかの戦略がなければ、対抗戦略としての均等待遇はもちろん、正社員の八割基準の「均衡待遇」もおぼつかない。

スーコーナーなど流通部門の大企業などで、パートの賃率の最低の目安に地域の賃金相場や法定最低賃金をベース設定している。だが、「基幹パートといえども賃金を法定する際には、その地域の市場賃金等の仕事の内容と無関係な基準となつていて」という指摘もある。

賃金の全体的「底上げ」や生計費を基準とする全国一律最賃制の確立の課題（その水準は地域格差の解消のために必然的に賃金の高さが基準となる）は、均等待遇とは矛盾しない政策課題であり、全国一律最低賃金制を一八歳以上基準とする、市場賃金底辺水準との連動関係は高卒初任給水

方、大企業と小零細企業での時給格差がある。現行の法定賃金（地域別最低賃金）は、月額になおせば中卒女子初任給以下の水準にすぎない。しかも地域格差が著しく大きい、この格差の存在が低い地

方の水準にあわせる経営側のコスト削減政策、アウトソーシング政策に利用されている。派遣労働者が起が運動の側でも一部を除き、広まっているようには思えない。その時給さえも最賃すれすれという事例さえある。

最低地域の市場賃金の底辺相場

が直接対象とするパート層は、職

準が最低限賃金水準となる。新規学卒正社員が最低でも高卒程度の初任給で入職しているのに、パートだけが月額換算で中卒初任給以下あるいはせいぜいその水準の賃金がベースになつていているという労働市場の格差構造、分断構造の現状に目を向けなければ、均等待遇の条件はその入職の出発点から構築できない。パートと正社員との賃金格差問題の背後にある社会的な賃金水準・格差や最低賃金制の課題それ自体の問題を正面から取り上げないことは、均等待遇の前提条件を放棄していることに等しい。

なお、付言すれば、生活保護制度は現在、その基準の引き下げ、老齢加算の廃止（母子加算の廃止も予想）、稼働世帯を締め出す攻撃にある。生活保護基準以上の全国一律最低賃金水準の確立の主張は当然であるが、それだけでなく、生活できる全国一律最賃制の確立の運動が高まらないと、生活保護

基準も引き下げる問題状況にある。貧困層・低賃金層の増大で稼働世帯にも生活保護制度を適用させる対応にも配慮する必要がある。

三 組織化と地域運動化の意義

非正規雇用の雇用・賃金の直接的改善は、労働組合への組織化である。いま活力のある労組はリストラに無抵抗な大企業正社員の従業員組合ではなく、非正規労働者を組織している個人加盟のユニオンである。この層の組織化は経営側の攻撃や本人の不安定な立場から、多くの困難を抱えているが、その組織化の運動には全くの無権利の地位からの脱却という使命感があり、規制改革政策によって個別化・分断化された労働者の集団的労使関係への再編という社会の発展方向に沿っている。現実に解

いて成果を挙げている。
また、企業別（内）組合であつても、地域の運動にコミットしていられる組合では、みずから労働条件の改善だけでなく、地域の他の労働者階級との共通課題に立ち上がりついている。ここでは自治体労働者と民間、年金者との共同行動も進んでいる。大阪、神奈川、埼玉、東京などでは、最賃制の確立を軸として、自治体発注の公共事業の単価にその地域の標準賃金を保障させ、下請企業にも守らせるといふ公契約条例制定（日本版リビングウェッジ）運動が取り組まれている。東京では全国最賃制の確立の課題は業者、農民の自家労賃の保障、課税最低限や最低保障年金の課題とも重なって、大都市地域の国民共同の運動になつてきていた。このような国民共同の追求もある。このような国民共同の追求も労働運動の課題であろう。

（おーし・ようのすけ）

幹労働力化が進む生協でのとり組み「女性労働問題研究会『賃金の崩壊と対抗戦略』」二〇〇四年、青木書店を参照）。
(2) 鬼丸朋子「日本のパートタイム労働者の基幹化と低賃金問題」前出、「賃金の崩壊と対抗戦略」七一頁。

(1) 詳しくは、八谷真智子「パートの均等待遇をめざして——基